

平成 28 年 8 月 25 日

(TEL. 03-5284-8326)

各位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス 代表者名 代表取締役社長 村 上 憲 郎 (コード番号:6079 東証マザーズ) 問合せ先 コーポレートコミュ 白 土 朋 之 ニケーション室長

# 再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

当社株式は、平成27年1月29日付にて株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」)より特設注意市場銘柄に指定され、当該指定より1年半を経過した本年7月29日より 監理銘柄(審査中)に指定されております。

特設注意市場銘柄への指定以降、当社は、全社一丸となって内部管理体制等の強化及び再発防止策の徹底に向けた取り組みを行い、本年7月29日付にて東京証券取引所へ内部管理体制確認書を提出いたしましたが、現在までの再発防止策の進捗につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 当社が取り組む再発防止策について
  - (1)コーポレート・ガバナンスの見直し
    - ① 取締役会の機能強化

平成 27 年 3 月 20 日以降、社外取締役を 3 名配置し、外部からの意見を十分に考慮した上で取締役会の決議を行う体制を整えました。その結果、取締役会における牽制機能が強化されました。さらに、監査役会による監視・監督機能強化の目的で、常勤監査役が重要会議体の全てに参加し、適宜意見等を述べるとともに、取締役会において、業務執行上の問題点を的確に指摘できる体制を整備し、継続的に運用しております。

## ② 経営管理部門の強化

平成27年2月5日付にて最高財務責任者(CFO)という役職を新設し、財務・会計に精通した人材を招へいし、その役職を担っております。これにより、経営管理部門による業務執行に対する監視監督機能は十分に機能しております。さらに、法務部及び内部統制部をそれぞれ独立した部門とし、また、経理財務部門においては人員の増員を図るなど経営管理部門全般を整備し運用しております。

### ③ 内部監査室の充実

内部監査経験を有する公認会計士を内部監査専任担当者として内部監査室に配置し、 独立性及び専門的知識を有した人員体制を強化いたしました。また、内部監査室では内 部監査業務の運用方法について抜本的な見直しを行い、継続的に運用しております。

#### (2)売上を過度に重視する経営方針の見直し

当社における予算策定プロセスは、各事業部が提出する予算計画に対し、前経営者がそれを大幅に上回る数値予算を求めることが常態化しておりました。この予算策定プロセスを見直し、実質的にトップダウンで策定されていた予算について、各事業部から達成可

能な予算の積み上げにより策定されるものへと改善いたしました。さらに当該予算については、経営監視委員会や取締役会にて、社外有識者からの牽制機能を持ったプロセスにおいて策定されるものとなって運用しております。

#### (3)法令遵守体制の強化

与信管理や契約手続き等、社内規程に基づく決裁手続きを遵守していないという問題が存在していたため、内部統制部内に与信管理課を新設し、同課での与信審査を義務付けるとともに、与信審査の内容の改善を図るため、与信管理手続きの見直しを行いました。次に、リスクの高い契約手続きが強行されることのないように、決裁権限基準に基づいた適切な決裁を行うプロセスを構築いたしました。さらに、反社会的勢力の審査手続きの全面的な見直しを図り、リスク管理コンサルタントの監修のもと、反社会的勢力排除審査マニュアルを新設し、反社会的勢力排除審査マニュアルを新設し、反社会的勢力排除に関する社内教育を実施しております。

#### (4)電源開発事業の見直し

会計処理の訂正を要する取引の中心となった転売目的の太陽光発電所の売買ビジネスは、仕掛中の案件を除いて中止いたしました。自主電源の開発につきましても、一時停止する方針としております。また、仕掛中の案件につきましては、売上の計上を適切に管理し、実際に必要証憑が不足しているケースでは売上計上を見送るなど徹底管理を実施しております。なお、財務・経理部門との案件共有及び内部統制部による決裁申請のチェックにより、取締役会に付議されるべき案件については漏れなく上程されており、この過程において常勤役員会及び経営監視委員会でも取引が適切に行われるかチェックされております。

#### (5) I R制度の改善

平成27年1月に、IR業務を専属的に担当するコーポレートコミュニケーション室を新設し、同年5月に内規の情報開示規程及び適時開示実施要領を施行しました。また、リリースについての情報をコーポレートコミュニケーション室で一元管理し、そこから各関係部門長によるリリース内容の審議を経たうえで開示に至るというプロセスを再構築いたしました。しかしながら、開示基準の誤認による適時開示情報の一部開示漏れがあったことから、IR担当者の適時開示実務レベルの向上を目指して東京証券取引所主催のセミナー等に継続的に参加するだけでなく、全社員に対する適時開示の基本的知識の理解を促進させるための社内研修も継続的に実施してまいります。

#### 2. 当社株式の状況について

本年8月10日付にてお知らせしました、KDDI株式会社(以下「KDDI」)との資本・業務提携契約の締結に関連し、当社の筆頭株主である池田元英氏及び池田奈月氏が売主となり、KDDIが買主となる当社株式の市場外での相対取引による譲渡が本年8月17日に完了いたしました。これにより、KDDIが当社の筆頭株主(議決権所有割合:30.08%)となり、池田元英氏及び池田奈月氏が保有する当社株式の議決権所有割合はそれぞれ9.49%まで低下しました。

今後、池田元英氏及び池田奈月氏が保有する当社株式を議決権所有割合が合計 10%未満まで持株比率を低減させることについては、引き続き協議を行ってまいります。なお、池田元英氏及び池田奈月氏が上記の持株比率の低減を実現するまでの間に開催される当社の株主総会(定時株主総会のみならず、臨時株主総会も含む。)における本株式にかかる議決権行使については、安定性・独立性の高い第三者に対し撤回不能のものとして一任して頂くことについて、同意を得ております。

以上